

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.102

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 120,726,000円(115,317,000円)

[一財 120,726,000円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金	120,726,000円
取手市社会福祉協議会本所運営経費	73,252,000円
藤代支所運営経費	19,199,000円
在宅福祉サービス運営事業	480,000円
ボランティア支援センター運営事業	857,000円
ヘルパーステーション運営事業	19,123,000円
特定相談支援事業	7,815,000円

[担当：社会福祉課] P.104

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,729,000円(7,202,000円)

[国・県 7,224,000円 一財 2,505,000円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 7,224,000円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・中国残留邦人支援給付金 9,456,000円
永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等(国負担率3/4)と、配偶者支援給付(国負担率4/4)がある。取手市支援者数は4世帯5人(令和4年12月末現在)。

[担当：障害福祉課] P.104

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 18,820,000円(17,360,000円)

[その他 9,410,000円 一財 9,410,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 9,410,000円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因不明により治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病（指定難病は令和3年11月より338疾患）の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金（年額20,000円）を支給する。

・扶助費 @20,000円×941人=18,820,000円

[担当：健康づくり推進課] P.105

3401 健康づくり推進事業に要する経費 3,101,000円（4,176,000円）

[その他 2,276,000円 一財 825,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：介護保険特別会計繰入金 1,706,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 570,000円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

・講師謝礼 277,000円

フィットネスクラブ利用促進事業の参加者を対象に実施する体組成測定会において、測定結果に基づく評価・アドバイスを行う専門職への謝礼等。

・健康づくり体験イベント委託料 682,000円

年齢や運動の得手不得手にかかわらず楽しむことができる健康づくり体験イベントの実施委託料。

・健康づくり応援補助金 1,250,000円

市内のフィットネスクラブ等に新規入会し、健康づくりに取り組む市民を支援する。

[担当：健康づくり推進課] P.105

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,940,000円（120,917,000円）

[国・県 7,846,000円 一財 113,094,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,923,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,923,000円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。

指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ（代表構成員：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社）

- ・土地借上料 2,160,000 円

取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P.106

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 34,621,000 円 (29,515,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 20,746,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 18,500,000 円(基準額)×3/4=13,875,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4（人口規模等により国庫負担に上限額がある）。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員（主任相談支援員1名・相談支援員2名・就労支援員1名）

委託費内訳

・人件費	28,536,000 円
・事業費	587,000 円
・事務費	3,665,000 円
・退職共済掛金	1,833,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

4401 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414,000 円 (414,000 円)

[国・県 310,000 円 一財 104,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金 414,000 円×3/4=310,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3か月給付する。

給付額	単身世帯	上限 35,400 円
	複数世帯	42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.106

4402 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,609,000 円 (4,594,000 円)

[国・県 4,206,000 円 一財 1,403,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金（感染症対応分）

5,608,800円×3/4≒4,206,000円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者に対して生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3か月給付する。

給付額	単身世帯	上限 35,400円
	複数世帯	42,000円から

[担当：社会福祉課] P.106

4501 ぬくもり学習支援事業に要する経費 1,615,000円（1,623,000円）

[国・県 807,000円 一財 808,000円]

* 特財積算根拠

[国補：ぬくもり学習支援事業費補助金 1,615,000円×1/2≒807,000円]

○ 目的

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校3年生から中学校3年生までの子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費	930,000円
・事業費	543,000円
・事務費	142,000円

[担当：社会福祉課] P.106

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,812,000円（1,712,000円）

[国・県 500,000円 一財 1,312,000円]

* 特財積算根拠

[国補：ひきこもり支援推進事業補助金 1,000,000円(基準額)×1/2=500,000円]

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対応する高い専門性が求められることから、

経験と実績のある2団体にアドバイザーとして助言を受け、職員の相談のスキルを高めるとともに、関係機関と連携し必要な支援を行う。

- ・ひきこもり相談支援業務委託料 1,812,000円

[担当：高齢福祉課] P.107

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 7,510,000円 (7,187,000円)

[一財 7,510,000円]

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の取組状況等の報告や評価を行うため「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、後見人等の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を、取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 6,700円×1人×2回 = 13,400円
6,300円×14人×2回 = 176,400円
- ・中核機関運営委託料 7,300,000円

[担当：社会福祉課] P.107

5901 生活困窮者一時生活支援事業に要する経費 1,411,000円

[国・県 940,000円 一財 471,000円]

* 特財積算根拠

[国補：生活困窮者一時生活支援事業補助金 1,411,000円×2/3≒940,000円]

○ 目的

住居を持たない方、又はネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供するとともに、利用者の自立を促すために自立相談支援事業による支援を行う。

○ 内容

利用者に対し、原則3か月最長6か月の期間、宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等日用品の支給又は貸与等の日常生活上必要なサービスを提供する。

当事業は実施主体である県と協定を締結した市による広域実施であり、業務を委託により行う。自治体の負担金額は、総事業費16,280,000円から均等割及び人口按分により算出。

- ・取手市の費用負担額 678,000円（均等割）+733,000円（人口按分）=1,411,000円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.109

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

39,439,000円 (40,678,000円)

[国・県 544,000円 一財 38,895,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 367,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 177,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、
身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介
護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日
常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	39,415,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	32,386,000 円
地域生活支援事業 生活訓練等事業（夜間支援）	1,266,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	5,763,000 円
・火災保険料	24,000 円

[担当：障害福祉課] P.109

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

10,046,000 円 (15,169,000 円)

[その他 389,000 円 一財 9,657,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 389,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）の方に自立訓練（生活訓練）や就労訓練及び生活
介護を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、
生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料	10,038,000 円
・火災保険料	8,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

12,614,000 円 (20,329,000 円)

[国・県 1,290,000 円 一財 11,324,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料	12,614,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	3,614,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業	9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

3101 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に要する経費 160,000 円

[一財 160,000 円]

○ 目的

第7期障害福祉計画（計画対象期間令和6年度から令和8年度）策定に伴い、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画について検討するため、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会を設置する。

○ 内容

・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員謝礼

@2,000 円×20 人×4 回=160,000 円

[担当：障害福祉課] P.110

3201 特別障害者援護に要する経費 23,008,000 円 (20,522,000 円)

[国・県 17,244,000 円 一財 5,764,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,993,000 円×3/4≒17,244,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護（児童にあつては常時の介護）を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

・特別障害者手当	27,980 円×44 人×12 月=14,773,440 円
・障害児福祉手当	15,220 円×42 人×12 月= 7,670,880 円
・福祉手当（経過措置）	15,220 円× 3 人×12 月= 547,920 円
	年4回（5月、8月、11月、2月）に支給

[担当：障害福祉課] P.110

3301 介護給付費等に関する経費 1,973,495,000円 (1,867,301,000円)

[国・県 1,476,000,000円 一財 497,495,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,968,000,000円×1/2=984,000,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,968,000,000円×1/4=492,000,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 1,127,000円
 - 会長 @17,000円×1人×7回= 119,000円
 - 委員 @16,000円×9人×7回=1,008,000円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 8,000円
- ・ 扶助費（自立支援給付費） 1,968,000,000円
 - 介護給付費 966,813,000円
 - 居宅介護 (75,400,000円) 138人
 - 行動援護 (3,100,000円) 5人
 - 重度訪問介護 (1,068,000円) 1人
 - 同行援護 (9,260,000円) 11人
 - 療養介護 (12,540,000円) 4人
 - 生活介護 (681,867,000円) 274人
 - 短期入所 (13,288,000円) 12人
 - 施設入所支援 (170,290,000円) 110人
 - 訓練等給付費 940,120,000円
 - 共同生活援助 (273,000,000円) 137人
 - 宿泊型自立訓練 (5,940,000円) 4人
 - 自立訓練（機能） (3,200,000円) 3人
 - 自立訓練（生活） (23,840,000円) 16人
 - 就労移行支援 (74,380,000円) 33人
 - 就労継続支援A型 (240,980,000円) 139人
 - 就労継続支援B型 (311,940,000円) 217人
 - 就労定着支援 (6,840,000円) 19人
 - 計画相談支援給付費 34,400,000円
 - 特定障害者特別給付費 26,017,000円
 - 高額障害福祉サービス等給付費 650,000円
- ・ 給付審査会医師意見書文書料 1,000,270円（新規者・継続者 206人分）
- ・ 国保連支払審査手数料 1,913,220円

[担当：障害福祉課] P.111

3302 自立支援医療に関する経費 64,327,000円 (58,027,000円)

[国・県 48,225,000円 一財 16,102,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 64,300,000円×1/2=32,150,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 64,300,000円×1/4=16,075,000円]

○ 目的

更生医療 身体障害者（身体障害者手帳所持者）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

育成医療 18歳未満の障害児（身体に障害のある方に限る）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。（対象となる医療行為の制限あり。）

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法（HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法）、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費 59,340,000円

内訳) 生保透析者 300,000円×14人×12月=50,400,000円

生保じん臓（抗免疫）者 20,000円×1人×12月= 240,000円

生保免疫者 170,000円×4人×6月= 4,080,000円

一般透析者 30,000円×2人×12月= 720,000円

一般免疫者 40,000円×13人×6月= 3,120,000円

一般肝臓者 10,000円×2人×12月= 240,000円

一般じん臓（抗免疫）者 15,000円×3人×12月= 540,000円

・育成医療給付費 1,470,400円

内訳) 肢体不自由児 130,000円×4人 = 520,000円

そしゃく機能障害 7,000円×3人×12月 = 252,000円

心臓機能障害 200,000円×3人 = 600,000円

肝臓機能障害 8,200円×1人×12月 = 98,400円

・療養介護医療費 3,489,600円

重度障害者療養介護分 72,700円×4人×12月 = 3,489,600円

・審査支払手数料 27,000円

[担当：障害福祉課] P.111

3303 補装具費に関する経費 20,000,000円 (20,000,000円)

[国・県 15,000,000円 一財 5,000,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/2=10,000,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/4= 5,000,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付若しくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

- ・ 補装具交付及び修理費 20,000,000 円
義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.111

3304 地域生活支援事業に関する経費 53,328,000 円 (56,318,000 円)

[国・県 21,785,000 円 一財 31,543,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 14,693,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,092,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的かつ柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報酬〉

- ・ 手話通訳者報酬 (1名・報酬・交通費を含む) 408,000 円
意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。

〈報償費〉

- ・ 自立支援協議会委員謝礼 2,000 円×25 人×4 回=200,000 円
自立支援協議会は、障害者等に対する地域の支援体制に関する課題について共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。
- ・ あいサポートメッセンジャー謝礼 1,000 円×2 人×13 回=26,000 円
- ・ あいサポート運動手話通訳者謝礼 151,000 円
23,000 円 (研修 2h×手話通訳者 2 人) ×2 回=46,000 円
9,500 円 (研修 1h×手話通訳者 1 人) ×11 回=104,500 円

〈手数料〉

- ・ 成年後見制度利用支援事業 (市長による後見開始審判の申立て)
申立て鑑定料 100,000 円×3 人×1.10=330,000 円
申立て診断書 10,000 円×3 人×1.10= 33,000 円
申立て収入印紙、連絡用切手代 24,000 円

〈委託料〉

- ・ 意思疎通支援事業委託料 1,522,000 円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

日中においてケアする者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

- ・訪問入浴サービス 1,250,000円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体を清潔に保つことにより、心身機能の維持等を図る。

[担当：障害福祉課] P.114

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 360,000円(450,000円)

[一財 360,000円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、共に暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

- ・合理的配慮提供支援助成金 360,000円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は10,000円、物品購入助成金は50,000円、段差の解消等の改修工事助成金は100,000円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金	10,000円×1件＝	10,000円
物品購入助成金	50,000円×1件＝	50,000円
段差の解消等の改修工事助成金	100,000円×3件＝	300,000円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.115

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,426,000円(11,233,000円)

[その他 1,448,000円 一財 9,978,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 1,448,000円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料	既存	1,800円×1.10×465台×12月＝	11,048,400円
	新設	1,800円×1.10×10台×12月＝	237,600円

[担当：高齢福祉課] P.116

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 14,615,000円(14,438,000円)

[その他 5,350,000円 一財 9,265,000円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,350,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

- ・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、市県民税非課税の方が利用した際の利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 700 円×800 件×12 月＝6,720,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 740 円×450 件×12 月＝3,996,000 円

- ・福祉車両点検整備費補助事業 540,000 円

- ・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

300 円×800 件×12 月＝2,880,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

2206 愛の定期便事業に関する経費 307,000 円 (312,000 円)

[一財 307,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う。最大週 3 回（月・水・金）利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 78 円×2 本×95 日×16 人＝237,120 円

社協ヘルパー配達 金曜日 40 円×2 本×47 日×18 人＝ 67,680 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2208 お休み処に関する経費 4,988,000 円 (4,867,000 円)

[一財 4,988,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営に当たっては運営団体との協働のもと、支援員の配置等の運営支援を行う。

- ・お休み処施設賃借料（家賃・共益費）

戸頭 56,730 円×12 月＝680,760 円

井野 50,640 円×12 月=607,680 円

・会計年度任用職員報酬

戸頭お休み処 1,732,962 円

井野お休み処 1,620,432 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2301 敬老祝金支給に要する経費 7,724,000 円 (7,314,000 円)

[その他 3,700,000 円 一財 4,024,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,700,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金 7,400,000 円 88 歳 10,000 円×645 人= 6,450,000 円

99 歳以上 10,000 円× 95 人= 950,000 円

[担当：高齢福祉課] P.117

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 32,200,000 円 (32,200,000 円)

[その他 9,002,000 円 一財 23,198,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 23,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業 植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの円滑な事業運営に資することを目的に、配分金（会員の仕事の対価）等の資金を貸し付ける。

○ 内容

取手市シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体から様々な仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払を行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付ける。

[担当：高齢福祉課] P.118

2801 あけぼの管理運営に関する経費 32,506,000円(37,370,000円)

[一財 32,506,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 32,482,000円

[担当：高齢福祉課] P.118

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 42,938,000円(35,790,000円)

[一財 42,938,000円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心に利用されている。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社で、指定管理契約期間は令和2年度から令和6年度の5年間。

・指定管理料 42,910,000円

[担当：高齢福祉課] P.118

2804 さくら荘管理運営に関する経費 33,218,000円(30,672,000円)

[一財 33,218,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

・指定管理料 32,900,000円

【担当：高齢福祉課】 P.119

3801 高齢者の健康増進に要する経費 348,000円（798,000円）

【一財 348,000円】

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

- ・ 公募補助事業（取手市みんなの補助金）

介護予防及び社会参加支援事業補助金 348,000円（NPO 法人笑夢）

【担当：高齢福祉課】 P.121

5201 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費 5,706,000円（0円）

【一財 5,706,000円】

○ 目的

高齢者福祉及び介護保険サービスを充実・強化させ、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと健やかに暮らすことができる環境を構築することを目的に、第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定する。計画策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査及び計画策定業務の一部を委託する。

○ 内容

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査業務委託料 2,222,000円
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料 3,245,000円

【担当：高齢福祉課】 P.121

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,010,000円（7,010,000円）

【一財 7,010,000円】

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,000,000円
小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000円

【担当：高齢福祉課】 P.121

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,000,000円（1,020,000円）

【一財 1,000,000円】

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料 999,284 円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.122

0501 医療福祉事務に要する経費 18,873,000 円 (19,326,000 円)

[国・県 5,171,000 円 その他 12,000 円 一財 13,690,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,342,000 円×1/2=5,171,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

- ・ 審査支払手数料 マル福分 (国保連合会) 4,140,000 円
(支払基金) 4,751,500 円 (調剤以外)
(支払基金) 1,450,800 円 (調剤)
- ぬくもり分 (国保連合会) 282,900 円
(支払基金) 1,571,650 円 (調剤以外)
(支払基金) 446,400 円 (調剤)
- ・ 求償事務手数料 40,000 円
- ・ 国保連合会共同電算処理委託料 1,476,000 円

[担当：国保年金課] P.123

0601 医療福祉費助成に要する経費 622,318,000 円 (618,360,000 円)

[国・県 248,968,000 円 その他 87,230,000 円 一財 286,120,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 547,900,000 円－高額療養費返納金 49,964,000 円) ×1/2
≒248,968,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 37,200,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 50,028,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

[諸収入：その他返納金 1,000 円]

○ 目的

0 歳児から 18 歳 (高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、住民福祉の向上を図る。

○ 内容

茨城県の医療福祉費支給制度 (小児マル福) で支給制限を受ける 0 歳児から 18 歳 (高校

生相当年齢)までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施する。
疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.123

0501 国民年金事務に要する経費 603,000 円 (613,000 円)

[国・県 603,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 603,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行う。

当該予算は、国から委託された年金事務を滞りなく遂行するために必要な経費である。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	79,200 円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	93,600 円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	373,000 円

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.126

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 48,222,000 円 (37,455,000 円)

[一財 48,222,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、令和 4 年度から令和 7 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

児童発達支援は、通園指導、個々に合わせた専門指導、相談支援を三本柱として専門的な療育を行う。

また、こども発達センターの継続利用者で小学校 2 年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

その他の事業として、平成 30 年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

- ・委託料
 - こども発達センター指定管理料 48,201,000 円
- ・火災保険料 21,000 円

[担当：子育て支援課] P.126

2101 家庭児童相談室に要する経費 8,311,000 円 (7,471,000 円)

[国・県 212,000 円 その他 68,000 円 一財 8,031,000 円]

* 特財積算根拠

- [国補：子ども・子育て支援交付金 106,000 円]
- [県補：子ども・子育て支援交付金 106,000 円]
- [負担金：子育て支援短期利用者負担金 34,000 円]
- [諸収入：雇用保険料本人負担分 34,000 円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合に養育を代行する子育て支援事業の経費。

[担当：子育て支援課] P.127

2801 児童扶養手当に要する経費 329,755,000 円 (335,982,000 円)

[国・県 109,760,000 円 一財 219,995,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 329,280,000 円×1/3≒109,760,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母又は両親にかわって養育している方（所得制限あり）

支給額：全部支給

対象児童数（人）	月額
1	44,140 円 (令和 4 年度 43,070 円)
2	54,560 円 (令和 4 年度 53,240 円)
3	60,810 円 (令和 4 年度 59,340 円)

※ 3 人目以降は、6,250 円ずつ加算

一部支給の場合 月額 44,130 円から 10,410 円まで段階的に支給する。
手当支給月は、5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月で年 6 回支給する。

対象者数：全部支給 330 人、一部支給 315 人、2 子加算 245 人、3 子以降加算 70 人、13 条の 2（年金併給）20 人

〔担当：子育て支援課〕 P.128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 366,000 円（334,000 円）

〔国・県 196,000 円 一財 170,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：子ども・子育て支援交付金 98,000 円〕

〔県補：子ども・子育て支援交付金 98,000 円〕

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。児童虐待防止やヤングケアラーについて等の啓発活動の印刷製本費・消耗品費。

〔担当：子育て支援課〕 P.128

3201 児童発達支援システムに関する経費 3,159,000 円（3,609,000 円）

〔国・県 1,134,000 円 一財 2,025,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：地域生活支援事業補助金 765,000 円〕

〔県補：地域生活支援事業補助金 369,000 円〕

○ 目的

関係機関が連携して協議検討することをもって、発達に支援が必要な児童とその家族への支援の機能を有したシステムを確立し、児童の発達に係る支援内容の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。巡回相談員（心理士等）が保育所・認定こども園等を訪問し、児童の発達の状態を評価し、園でできる対応を助言する。

〔担当：子育て支援課〕 P.129

3301 少子化対策事業に要する経費 4,717,000 円（4,756,000 円）

〔国・県 1,866,000 円 その他 30,000 円 一財 2,821,000 円〕

* 特財積算根拠

〔国補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円〕

〔県補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円〕

〔諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 30,000 円〕

○ 目的

地域社会の中で、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,717,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.130

2601 児童手当支給に要する経費 1,287,600,000 円 (1,330,200,000 円)

[国・県 1,090,500,000 円 一財 197,100,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当負担金 $225,000,000 \text{円} \times 37/45 = 185,000,000 \text{円}$]

[県負：被用者3歳未満児童手当負担金 $225,000,000 \text{円} \times 4/45 = 20,000,000 \text{円}$]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金

$838,200,000 \text{円} \times 4/6 = 558,800,000 \text{円}$]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金

$838,200,000 \text{円} \times 1/6 = 139,700,000 \text{円}$]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $188,400,000 \text{円} \times 4/6 = 125,600,000 \text{円}$]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当負担金 $188,400,000 \text{円} \times 1/6 = 31,400,000 \text{円}$]

[国負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000 \text{円} \times 4/6 = 24,000,000 \text{円}$]

[県負：特例給付者児童手当負担金 $36,000,000 \text{円} \times 1/6 = 6,000,000 \text{円}$]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数

【本則給付：児童手当】

(被用者)

・0歳から3歳未満まで 1,250 人

・3歳から中学校修了前まで

第1子・第2子 6,100 人

第3子以降 590 人

(非被用者)

・第1子・第2子・中学校修了前 1,060 人

・3歳未満・第3子以降 340 人

【附則給付・特例給付（所得制限超者）】600人
・年3回支給（6月、10月、2月）

〔担当：障害福祉課〕 P.130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,240,000円（2,820,000円）

〔国・県 972,000円 一財 2,268,000円〕

* 特財積算根拠

〔県補：障害児福祉手当補助金 3,000円×54人×12月×1/2=972,000円〕

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

5,000円×54人×12月=3,240,000円

月額5,000円 年3回支給 8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、4月（12～3月分）
支給

〔担当：障害福祉課〕 P.131

2901 障害児通所給付費に要する経費 547,250,000円（531,107,000円）

〔国・県 409,500,000円 一財 137,750,000円〕

* 特財積算根拠

〔国負：障害児入所給付費等負担金 546,000,000円×1/2=273,000,000円〕

〔県負：障害児通所給付費等負担金 546,000,000円×1/4=136,500,000円〕

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害児通所給付費	546,000,000円	
児童発達支援	137,592,000円	240人
放課後等デイサービス	394,212,000円	300人
保育所等訪問支援	461,000円	5人
居宅訪問型児童発達支援	85,000円	1人
障害児相談支援	13,650,000円	300人
・ 国保連支払審査手数料	1,250,000円	

[担当：障害福祉課] P.131

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 232,000円 (232,000円)

[国・県 116,000円 一財 116,000円]

* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 349,694円×1/3≒116,000円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器、FM補聴システムの購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で70デシベル未満又は専門医等が必要であると認めた児童で、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM補聴システム購入の費用の一部を助成する。

・軽度・中等度難聴用補聴器（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

52,900円×1.06×2/3≒37,000円

・イヤモールド（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

9,000円×1.06×2/3≒6,000円

・FM補聴システム（補助額は基準価格の2/3、千円未満切捨て）

268,000円×1.06×2/3≒189,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 2,193,148,000円 (2,031,078,000円)

[国・県 1,552,374,000円 その他 64,132,000円 一財 576,642,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 1,031,534,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 448,932,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 71,908,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 64,132,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を民間の保育園で受け入れ保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	3号認定		2号認定		計	入所委託料
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
取手保育園	90	40	399	241	453	1,133	122,162,560
ふたば保育園	50	34	201	132	225	592	77,475,040
育英保育園	80	74	357	193	391	1,015	109,383,400
たちばな保育園	90	55	350	216	392	1,013	104,592,720
共生保育園	70	60	300	132	281	773	106,897,360

稲 保 育 園	90	86	396	264	448	1,194	133,219,680
戸頭東保育園	138	125	487	318	515	1,445	132,605,760
藤代駅前ナーサ リースクール	60	71	177	108	107	463	63,036,160
計	668	545	2,667	1,604	2,812	7,628	849,372,680

地域型保育園児入所委託料 (単位：人数、円)

園名	利用定員	3号認定		計	入所委託料
		0歳児	1・2歳児		
取手市医師会どんぐり保育園	30 (地域枠 8)	88	177	265	55,215,760

施設給付型幼稚園児入所委託料 (単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	入所委託料
		3・4・5歳児	
チューリップ幼稚園	35	409	40,784,200
チューリップ第二幼稚園	25	192	25,084,760
計	60	601	65,868,960

認定こども園入所児 (1号～3号認定児) 委託料 (単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	委託料	2号認定	3号認定	委託料	
		3・4・5歳児		0～5歳児	0・1・2歳児		
幼保連携型	めぐみ幼稚園	142	517	31,441,000	531	274	80,370,840
	たかさごスクール取手	153	96	17,980,080	915	731	151,165,920
	取手ふたば文化	236	1,205	54,411,320	645	319	89,310,800
	みどりが丘幼稚園	256	1,421	78,712,520	575	292	80,558,360
	戸頭さくらの森	132	517	32,935,280	426	251	74,559,040
	取手幼稚園	70	289	27,616,360	246	130	48,681,400
	つつみ幼稚園	188	1,040	61,928,240	336	166	62,054,320
幼稚園型	白山幼稚園	95	819	49,050,280	189	—	29,588,200
	光風台幼稚園	115	1,047	65,219,360	137	—	38,445,960
	あづま幼稚園	178	1,040	63,751,600	488	320	84,663,640
計	1,565	7,991	483,046,040	4,488	2,483	739,398,480	

[担当：子育て支援課] P.132

2201 民間保育園運営に要する経費 103,783,000円 (97,277,000円)

[国・県 31,260,000円 その他 27,200,000円 一財 45,323,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 12,525,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 12,525,000円]

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 6,210,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 27,200,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の向上を図る。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金

(単位：円)

補助金名	補助対象施設数	補助金額
民間保育園運営費補助金	17	49,379,000
民間保育園一時預かり事業	5	14,085,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	12	7,969,400
民間保育園病児・病後児保育事業	2	14,523,000
日本スポーツ振興センター共済掛金	20	285,096
合計	90	86,147,476

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳 1

(単位：円)

区分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園運営費補助金	3,073,020	2,641,020	2,965,020	3,073,020	2,857,020	3,165,840
民間保育園一時預かり事業	—	—	—	2,679,000	—	3,024,000
民間保育園延長保育促進事業補助金	1,667,000	300,000	600,000	600,000	600,000	600,000
民間保育園病児・病後児保育事業	—	—	—	—	—	6,482,000
日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 13,300	2.3号 7,700	2.3号 11,900	2.3号 13,300	2.3号 10,500	2.3号 13,300
計	4,753,320	2,948,720	3,576,920	6,365,320	3,467,520	13,285,140

補助金内訳 2

(単位円)

区分	戸頭東保育園	藤代駅前ナーサリースクール	どんぐり保育園	たかさごスクール取手・アネクス	取手ふたば文化	めぐみ幼稚園
民間保育園運営費補助金	3,289,020	2,749,020	2,273,820	3,684,240	2,965,020	2,878,620
民間保育園一時預かり事業	—	2,679,000	3,024,000	2,679,000	—	—
民間保育園延長保育促進事業補助金	600,000	600,000	—	600,000	600,000	—
民間保育園病児・病後児保育	—	—	8,031,000	—	—	—

事業						
日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 20,020	2.3号 9,100	3号 2,940	1.2.3号 17,064	1.2.3号 26,028	1.2.3号 15,876
計	3,909,040	6,037,120	13,331,760	6,980,304	3,591,048	2,894,496

補助金内訳 3

(単位:円)

区分	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園	白山幼稚園
民間保育園 運営費補助金	2,716,620	2,921,820	2,533,020	2,619,420	2,899,420	—
民間保育園延長保 育促進事業補助金	—	—	300,000	—	902,400	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 14,796	1.2.3号 28,188	1.2.3号 8,100	1.2.3号 20,844	1.2.3号 21,360	1.2号 10,800
計	2,731,416	2,950,008	2,841,120	2,640,264	3,813,180	10,800

補助金内訳 4

(単位:円)

区分	光風台 幼稚園	チューリップ ・チューリップ 第二幼稚園
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2号 12,960	1号 7,020
計	12,960	7,020

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

【担当：子育て支援課】 P.132

2401 管外保育委託に要する経費 115,940,000円(97,179,000円)

[国・県 78,189,000円 その他 2,608,000円 一財 35,143,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 50,800,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 21,887,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 5,502,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 2,608,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外（市外）の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）・幼稚園・認定こども園入所児委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	3号認定		1号・2号認定		計	入所委託料
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
管外公立保育所（園）	0	24	1	20	45	2,972,000
管外私立保育所（園）	31	101	53	61	246	31,340,000
管外私立施設給付型幼稚園	—	—	44	72	116	5,585,000

管外私立認定こども園1号認定	—	—	204	317	521	33,710,000
管外私立認定こども園2号3号認定	0	43	32	94	169	15,929,000
管外私立地域型保育園	32	116	—	—	148	26,404,000
計	63	284	334	564	1,245	115,940,000

[担当：子育て支援課] P.133

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 18,267,000円 (18,496,000円)

[国・県 13,693,000円 一財 4,574,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 9,129,000円]

[県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 4,564,000円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

①新制度未移行園（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等）を利用する場合

②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

新制度未移行園・認可外保育施設・預かり保育・一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

(単位：円)

利用給付区分		給付上限額	年間延児童数	給付額	
施設等利用給付費(保育)	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	133	4,921,000
		3歳未満児	42,000	7	294,000
		一時預かり事業	37,000	16	592,000
	幼稚園	預かり保育	11,300	262	2,960,600
施設等利用給付費(保育過年度)	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	1	37,000
		3歳未満児	42,000	0	0
		一時預かり事業	37,000	0	0
	幼稚園	預かり保育	11,300	2	22,600
施設等利用給付費(教育)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	364	9,354,800
施設等利用給付費(教育過年度)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	3	77,100
合計			788	18,259,100	

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.134

2001 保育所の管理運営に要する経費 556,083,000円(533,018,000円)

[国・県 4,408,000円 その他 106,198,000円 一財 445,477,000円]

* 特財積算根拠

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 4,408,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,102,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 156,000円]

[使用料：公立保育所使用料(保護者負担分) 63,354,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,290,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,190,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 275,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 15,061,000円]

[諸収入：保育所児童給食代 19,223,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 630,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 917,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所5か所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費、施設管理、給食・衛生管理及び健康安全等の経費。

[担当：子育て支援課] P.138

2401 保育所民営化に要する経費 3,080,000円(382,000円)

[一財 3,080,000円]

○ 目的

第四次保育所整備計画に基づき令和6年度より民営化を予定している中央保育所について民営化計画を進める。

○ 内容

保育内容の円滑な引継ぎのために、移管前に移管法人職員による共同保育を実施し、補助金を交付する。

公立保育所民間法人移管円滑化事業補助金 3,080,000円

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.142

2001 生活保護に要する経費 2,258,000,000円(2,111,000,000円)

[国・県 1,759,300,000円 その他 2,000円 一財 498,698,000円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 2,258,000,000円×3/4=1,693,500,000円]

[県負：生活保護費負担金 263,200,000円×1/4=65,800,000円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

令和 4 年 11 月現在

- ・保護世帯数 1,055 世帯
- ・保護人数 1,287 人
- ・保護率 12.4% (パーミル)

扶助費 2,258,000,000 円 (内訳)

・生活扶助	714,025,000 円
・住宅扶助	342,035,000 円
・教育扶助	6,084,000 円
・医療扶助	1,106,961,000 円
・介護扶助	68,304,000 円
・出産扶助	1,751,000 円
・生業扶助	3,451,000 円
・葬祭扶助	7,459,000 円
・施設事務費	5,393,000 円
・就労自立給付金	140,000 円
・進学準備給付金	400,000 円
・日常生活支援委託事務費	1,997,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.143

2001 災害見舞金等に要する経費 273,000 円 (273,000 円)

[一財 273,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○ 内容

- ・災害弔慰金支給審査委員報酬 81,000 円
災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するにあたり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

- ・災害見舞金 190,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

・死亡	100,000 円
・全治 3 か月以上の負傷	50,000 円
・全治 1 か月以上 3 か月未満の負傷	30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

(1) 住家全壊（全焼）	3 人以下の世帯	70,000 円
	4 人以上の世帯	100,000 円
(2) 住家半壊（半焼）	3 人以下の世帯	30,000 円
	4 人以上の世帯	50,000 円
(3) 住家部分焼		10,000 円
(4) 住家以外の家屋焼失（20 m ² 以上の建物を対象とする）		
	全壊（全焼）	20,000 円
	半壊（半焼）	10,000 円
(5) 借家	(1) から (4) まで列記の半額以下とする。	
3. 床上浸水の場合		30,000 円